

川崎市住宅供給公社の行う工事の前払金に関する要綱

昭和44年7月8日

最終改正 平成23年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費の前払金について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象及び率)

第2条 理事長は、前条に規定する工事のうち、請負金額が1件1,000,000円以上で理事長が必要と認めるもの（理事長が別に定める軽易工事を除く。）については、当該工事の請負人に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で前払金をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。） 請負金額の4割に相当する額
- (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 請負金額の3割に相当する額
- (3) 測量 請負金額の3割に相当する額

2 前項に定めるもののほか、理事長は、同項第1号に掲げる工事のうち、工期が2月以上で理事長が必要と認めるものについては、次に掲げる要件のすべてに該当することの認定を行い、当該認定を受けた工事の請負人に対し、同号に規定する額の範囲内で既に支払った前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）として請負金額の2割に相当する額の範囲内で前払金をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事において、川崎市住宅供給公社契約規程（平成23年規程第3号）第50条第1項に規定する内払（別に定めるものを除く。）がされていないこと。

3 中間前払金の支払について必要な事項は、別に定める。

(保証契約証書の寄託)

第3条 前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証契約証書を公社に寄託しなければならない。

(契約書記載事項)

第4条 前払金に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前払金は、請負人が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 次条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること。
- (3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。
- (4) 第6条の規定により前払金を返還させること。
- (5) 内払額から減ずる前払金
- (6) その他必要な事項

(前払金の追加又は返還)

第5条 理事長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により、契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の2割以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の当初の請負金額に対する率を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。

2 前項の場合において、変更後の請負金額が第2条第1項に規定する額に満たないものとなったときは、理事長は、既に支払った前払金のうちから当初の請負金額と変更後の請負金額との差額に、前項の率を乗じて得た額を返還させるものとし、その残額については、同条の規定にかかわらず、これを前払したものとみなす。

(前払金の返還)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

(1) 前払金の支払を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。

(2) 前払金の支払を受けた者と公社との間の請負契約が解除されたとき。

(前払金返還の時期)

第7条 理事長は、前2条の規定により前払金を返還させようとするときは、工事前払金返還請求書(別記様式)を、前払金を返還すべき者に交付しなければならない。

2 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を納付するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算して得た額の損害金をあわせて納付しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和44年7月8日から施行し、昭和44年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月28日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式

第 号 年 月 日	
様	
川崎市住宅供給公社 理事長 印	
工事前払金返還請求書	
次のとおり前払金額の返還を請求します。	
返 還 請 求 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 金 納 付 方 法	別添の請求書による。
返還を請求する理由	
損 害 金	返還期限後に返還金を納付する場合は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の損害金を併せて納付してください。
返還請求額算出の内訳	
請 負 金 額	円
前 金 払 承 認 額	円
支 払 済 前 払 金 額	円
返 還 請 求 額	円
備 考	